令和4年　第6回　飯塚市議会定例会　議案			
議案番号	件　　名	摘要	ページ
９０	令和4年度 飯塚市一般会計補正予算(第8号)		
９１	令和4年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)		
９２	令和4年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)		
９３	令和4年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)		
９４	令和4年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第2号)		
９５	令和4年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)		
９６	令和4年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)		
９７	令和4年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)		
９８	令和4年度 飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算(第1号)		
９９	令和4年度 飯塚市水道事業会計補正予算(第1号)		
１００	令和4年度 飯塚市工業用水道事業会計補正予算(第1号)		
１０１	令和4年度 飯塚市下水道事業会計補正予算(第1号)		
１０２	飯塚市個人情報保護条例の全部を改正する条例		３
１０３	飯塚市議会議員及び飯塚市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例		１１
１０４	飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例(公共施設跡地関係)		１６

議案番号	件　　名	摘要	ページ
１０５	飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（行政経営戦略関係）		１８
１０６	飯塚市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例		２０
１０７	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例		３７
１０８	飯塚市公共施設等整備基金条例		６３
１０９	飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例		６５
１１０	飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例		７０
１１１	飯塚市健康の森公園市民プール条例の一部を改正する条例		７４
１１２	飯塚市都市公園体育施設条例の一部を改正する条例		７９
１１３	損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（学校施設における児童の転倒事故）		８１
１１４	指定管理者の指定（飯塚市市民公園体育施設）		８４
１１５	指定管理者の指定（飯塚市立図書館）		８９
１１６	ふくおか県央環境広域施設組合規約の変更について		９４
１１７	市道路線の認定		９９

議案第102号

飯塚市個人情報保護条例の全部を改正する条例

飯塚市個人情報保護条例の全部を改正する条例を次のように定める。

令和4年11月30日提出

飯塚市長　　片　峯　　誠

提案理由

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)が改正されたことから、同法の施行に関し必要な事項を定めるため、本案を提出するものである。

飯塚市個人情報の保護に関する法律施行条例

飯塚市個人情報保護条例(平成18年飯塚市条例第11号)の全部を改正する。

(目的)

第1条　この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるとともに、個人情報の収集、保管、利用及び提供の適正化を図り、もって市民等の基本的人権を擁護することを目的とする。

(定義)

第2条　この条例における用語の意義は、次の各号に定めるところによるほか、法及び個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「令」という。)で使用する用語の例による。

(1)　実施機関　市長、企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会をいう。

(2)　個人情報の保管等　個人情報の収集、保管、利用及び提供をいう。

(3)　市民等　市内に住所を有する者及び市内に住所を有しないが、実施機関において個人情報の保管等がされている者をいう。

(4)　事業者　法人その他の団体(法第2条第11項に規定する行政機関等を除く。)及び事業を営む個人をいう。

(実施機関の責務)

第3条　実施機関は、個人情報の保管等をするときは、個人情報に係る基本的人権の侵害を防止するための措置を講じるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に取り組まなければならない。

(事業者の責務)

第4条　事業者は、その事業の実施に当たり、個人情報の保管等をするときは、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報に係る基本的人権の侵害を防止するための措置を講じるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

(市民等の責務)

第5条　市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を適切に取り扱い、他人の権利利益を侵害することのないよう努めるとともに、個人情報保護に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

2　市民等は、法及びこの条例により保障された権利を正当に行使しなければならない。

(個人情報保護管理責任者)

第6条　実施機関は、法第5章第2節に規定する個人情報等の取扱いを適正に行うため、個人情報保護管理責任者(以下「保護管理責任者」という。)を定めなければならない。

2　保護管理責任者は、個人情報の保管等の状況を随時点検し、所属職員に対する指導及び監督を行うものとする。

(条例個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第7条　実施機関は、法第75条第1項の規定により作成し、公表しなければならないとされている個人情報ファイル簿のほか、実施機関が保有している法第74条第2項第9号に掲げる個人情報ファイルについて、それぞれ同条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項その他令で定める事項を記載した帳簿(以下この条において「条例個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

2　前項の規定は、法第75条第2項各号に掲げる個人情報ファイル(法第74条第2項第9号に掲げるものを除く。)については、適用しない。

3　第1項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部若しくは法第74条第1項第5号若しくは第7号に掲げる事項を第1項に規定する条例個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを同項に規定する条例個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを同項に規定する条例個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

（開示請求に係る手数料及び費用負担）

第8条　法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2　法第87条第1項の規定により開示請求に係る保有個人情報を記録した文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

（開示決定等の期限）

第9条　開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2　前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を16日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第10条　開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から30日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)　この条の規定を適用する旨及びその理由

(2)　残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

（訂正決定等の期限）

第11条　訂正決定等は、訂正請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2　前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を16日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

第12条　実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)　この条の規定を適用する旨及びその理由

(2)　訂正決定等をする期限

（利用停止決定等の期限）

第13条　利用停止決定等は、利用停止請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2　前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を16日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限の特例）

第14条　実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)　この条の規定を適用する旨及びその理由

(2)　利用停止決定等をする期限

（飯塚市個人情報保護審査会）

第15条　次に掲げる事務を行うため、飯塚市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(1)　法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(2)　第19条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

2　審査会は、地方自治及び個人情報保護に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する6人以内の委員をもって組織する。

3　委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4　委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6　前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(審査会の調査権限)

第16条　審査会は、前条第1項第1号による調査(以下「調査」という。)のため必要があると認めるときは、実施機関に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2　実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3　審査会は、調査のため必要があると認めるときは、実施機関に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(委員による調査手続)

第17条　審査会は、調査のため必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第1項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

(提出資料の写しの送付)

第18条　審査会は、第16条第3項の規定による資料の提出があったときは、資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該資料を提出した実施機関以外の審査請求人等に送付するもの

とする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2　審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料を提出した実施機関の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

（審査会への諮問）

第19条　実施機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

(1)　この条例の規定を改正し、又はこの条例を廃止しようとする場合

(2)　法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3)　特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項に規定する場合

(4)　前3号の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

（運用状況の公表）

第20条　市長は、毎年1回、実施機関における個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、審査会に報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

2　審査会は、前項の報告に関し、意見を述べることができる。

（委任）

第21条　この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

（罰則）

第22条　第15条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第8項及び附則第9項の規定は、公布の日から施行する。

（個人情報の開示等に関する経過措置）

2　この条例の施行前に飯塚市個人情報保護条例（平成18年飯塚市条例第11号。以下「旧条例」という。）第16条から第19条までの規定による請求がなされた場合における旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の開示、

訂正、利用の停止及び削除並びに提供の停止又は旧条例第23条の規定によりされた審査請求については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(守秘義務等に関する経過措置)

3　次に掲げる者に係る旧条例第12条、第26条第7項、第27条第8項、第29条第2項及び第29条の2第3項の規定による義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1)　この条例の施行の際現に旧条例第2条第2号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条に規定する一般職及び特別職の職員をいう。以下この号において同じ。)である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2)　この条例の施行前において公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第16条に規定する役員及び職員であった者

(3)　この条例の施行前において旧条例第26条第5項に規定する飯塚市個人情報保護審査会(第8項において「旧審査会」という。)の委員であった者

(4)　この条例の施行前において旧条例第27条第5項に規定する飯塚市個人情報保護審議会(第8項において「旧審議会」という。)の委員であった者

(5)　この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報に係る業務の処理の委託を受けた者(受託した事務に従事していた者を含む。)

(6)　この条例の施行前において旧実施機関から指定管理者の指定を受けた者(指定管理者が行う指定管理の業務に従事していた者を含む。)

4　次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1)　前項第1号に掲げる者

(2)　前項第2号に掲げる者

(3)　前項第5号に掲げる者

(4)　前項第6号に掲げる者

5　前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者

の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

6　次に掲げる者がこの条例の施行前において職務上知り得た秘密をこの条例の施行後に漏らしたときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1)　附則第3項第3号に掲げる者

(2)　附則第3項第4号に掲げる者

7　この条例の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(旧審査会及び旧審議会の委員の任期に関する特例)

8　市長は、この条例の公布の日において現に旧審査会又は旧審議会の委員である者であって、旧条例第26条第6項又は第27条第6項の規定によりこの条例の施行前にその任期が満了するものにつき、同各項の規定にかかわらず、その任期の満了日を令和5年3月31日まで延長することができる。

(審査会の委員の委嘱に関する特例)

9　市長は、この条例の施行前においても、第15条第2項の規定により審査会の委員を委嘱することができる。この場合において、市長の委嘱を受けた者は、施行日において同項の規定による委嘱を受けたものとみなす。

(飯塚市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)

10　飯塚市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成18年飯塚市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第15条中「飯塚市個人情報保護条例(平成18年飯塚市条例第11号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に改める。

(飯塚市職員倫理条例の一部改正)

11　飯塚市職員倫理条例(平成28年飯塚市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「飯塚市個人情報保護条例(平成18年飯塚市条例第11号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に改める。

(飯塚市債権管理条例の一部改正)

12　飯塚市債権管理条例(平成26年飯塚市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「飯塚市個人情報保護条例(平成18年飯塚市条例第11号)第2条第2号に規定する実施機関をいう。ただし、議会を除く。」を「飯塚市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年飯塚市条例第　号)第2条第1号に規定する実施機関をいう。」に改める。

議案第103号

飯塚市議会議員及び飯塚市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市議会議員及び飯塚市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年11月30日提出

飯塚市長　　片　峯　　誠

提案理由

公職選挙法施行令の一部を改正する政令(令和4年政令第172号)が施行されたことに伴い、関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市議会議員及び飯塚市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市議会議員及び飯塚市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成18年飯塚市条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(公費の支払) 第4条　飯塚市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方に支払うべき金額のうち、選挙運動用自動車の使用については次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、選挙運動用ビラの作成については第3項に定める金額を、選挙運動用ポスターの作成については第4項に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該契約の相手方からの請求に基づき、当該契約の相手方に対し支払う。 (1)　(略) (2)　当該契約が一般運送契約以外の契約である場合　次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額 ア　当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合　当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつ	(公費の支払) 第4条　飯塚市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方に支払うべき金額のうち、選挙運動用自動車の使用については次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、選挙運動用ビラの作成については第3項に定める金額を、選挙運動用ポスターの作成については第4項に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該契約の相手方からの請求に基づき、当該契約の相手方に対し支払う。 (1)　(略) (2)　当該契約が一般運送契約以外の契約である場合　次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額 ア　当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合　当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつ

き、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が1万6,100円を超える場合には、1万6,100円)の合計金額

イ　当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合　当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日(法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。次条において同じ。)までの日数(前号の契約が締結されている場合は、当該契約が締結されている日数を除いた日数)を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、選挙管理委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。)

ウ　(略)

2　(略)

3　選挙運動用ビラの作成に関する金額は、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価

き、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が1万5,800円を超える場合には、1万5,800円)の合計金額

イ　当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合　当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日(法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。次条において同じ。)までの日数(前号の契約が締結されている場合は、当該契約が締結されている日数を除いた日数)を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、選挙管理委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。)

ウ　(略)

2　(略)

3　選挙運動用ビラの作成に関する金額は、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価

が、7円73銭を超える場合には、7円73銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、1円とする。)とする。

4　選挙運動用ポスターの作成に関する金額は、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、541円31銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額とする。

(公費負担の限度額)

第5条　第2条の規定による公費負担の限度額は、次の各号の区分ごとに当該各号に定める金額とする。

が、7円51銭を超える場合には、7円51銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、1円とする。)とする。

4　選挙運動用ポスターの作成に関する金額は、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、525円6銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万500円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額とする。

(公費負担の限度額)

第5条　第2条の規定による公費負担の限度額は、次の各号の区分ごとに当該各号に定める金額とする。

(1)　(略) (2)　選挙運動用ビラの作成　候補者1人について、7円73銭に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額とする。 (3)　(略)	(1)　(略) (2)　選挙運動用ビラの作成　候補者1人について、7円51銭に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額とする。 (3)　(略)

附　則

(施行期日)

1　この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2　この条例による改正後の飯塚市議会議員及び飯塚市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第104号

飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例(公共施設跡地関係)

飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年11月30日提出

飯塚市長　　片　峯　　誠

提案理由

飯塚市学校跡地・跡施設売却に係る事業者選定委員会の担任事務を公共施設跡地に関する事務に改めるため、本案を提出するものである。

飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市附属機関の設置に関する条例(平成18年飯塚市条例第21号)の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th colspan="3">改正後</th><th colspan="3">改正前</th></tr>
<tr><td colspan="3">別表(第2条関係)</td><td colspan="3">別表(第2条関係)</td></tr>
<tr><td>附属機関の属する執行機関等</td><td>附属機関の名称</td><td>担任する事務</td><td>附属機関の属する執行機関等</td><td>附属機関の名称</td><td>担任する事務</td></tr>
<tr><td rowspan="3">市長</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td rowspan="3">市長</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr>
<tr><td>飯塚市公共施設跡地売却に係る事業者選定委員会</td><td>公共施設跡地の売却に関して公募型プロポーザル方式による売却相手方の選定について審議及び審査すること。</td><td>飯塚市学校跡地・跡施設売却に係る事業者選定委員会</td><td>学校跡地・跡施設の売却に関して公募型プロポーザル方式による売却相手方の選定について審議及び審査すること。</td></tr>
<tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr>
<tr><td>教育委員会</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>教育委員会</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr>
<tr><td>企業管理者</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>企業管理者</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr>
</table>

附　則

(施行期日)

1　この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2　改正前の別表に掲げる飯塚市学校跡地・跡施設売却に係る事業者選定委員会は、改正後の同表に掲げる飯塚市公共施設跡地売却に係る事業者選定委員会となり、同一性をもって存続するものとする。

議案第105号

飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（行政経営戦略関係）

飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年11月30日提出

飯塚市長　　片　峯　　誠

提案理由

次期行財政改革大綱及び行財政改革実施計画の策定及び進捗に関し調査審議する附属機関を設置するため、本案を提出するものである。

飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市附属機関の設置に関する条例(平成18年飯塚市条例第21号)の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
別表(第2条関係)
<table>
<tr><th>附属機関の属する執行機関等</th><th>附属機関の名称</th><th>担任する事務</th></tr>
<tr><td rowspan="3">市長</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr>
<tr><td>飯塚市行政経営戦略推進審議会</td><td>行政経営戦略に関して調査審議すること。</td></tr>
<tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr>
<tr><td>教育委員会</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr>
<tr><td>企業管理者</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr>
</table>
</td><td>
別表(第2条関係)
<table>
<tr><th>附属機関の属する執行機関等</th><th>附属機関の名称</th><th>担任する事務</th></tr>
<tr><td rowspan="3">市長</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr>
<tr><td>飯塚市行政評価委員会</td><td>効果的で効率的な行政運営に関して審議及び評価すること。</td></tr>
<tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr>
<tr><td>教育委員会</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr>
<tr><td>企業管理者</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

附　則

この条例は，令和5年4月1日から施行する。

議案第106号

飯塚市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年11月30日提出

飯塚市長　　片　峯　　誠

提案理由

職員の定年延長に係る地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の定年年齢の引上げに関する規定の整備を行うため、本案を提出するものである。

飯塚市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市職員の定年等に関する条例(平成18年飯塚市条例第28号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
目次 第1章　総則(第1条) 第2章　定年制度(第2条―第5条) 第3章　管理監督職勤務上限年齢制(第6条―第11条) 第4章　定年前再任用短時間勤務制(第12条・第13条) 第5章　雑則(第14条) 附則	
第1章　総則	
(趣旨) 第1条　この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条　この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。
第2章　定年制度	
(定年による退職) 第2条　(略)	(定年による退職) 第2条　(略)
(定年) 第3条　職員の定年は、年齢65年とする。	(定年) 第3条　職員の定年は、年齢60年とする。ただし、医療業務に従事す

	る医師の定年は、年齢65年とする。
（定年による退職の特例）	（定年による退職の特例）
第4条　任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条各項の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。	第4条　任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続いて勤務させることができる。
(1)　当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。	(1)　当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。
(2)　当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性がある	(2)　当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性がある

ため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。	ため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。
(3)　当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。	(3)　当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。
2　任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日(同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)の翌日から起算して3年を超えることができない。	2　任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。
3　任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。	3　任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
4　任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。	4　任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。
5　前各項の規定を実施するために必要な手続は、規則で定める。	

（定年に関する施策の調査等）

第5条　（略）

第3章　管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条　法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1)　飯塚市職員の給与に関する条例（平成18年飯塚市条例第45号）第11条第1項に規定する職

(2)　飯塚市企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年飯塚市条例第209号）第4条に規定する職

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条　法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条　任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1)　当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条

（定年に関する施策の調査等）

第5条　（略）

において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をすること。

(2)　人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。

(3)　当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条　任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理

監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1)　当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2)　当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3)　当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2　任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌

日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条　任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条　任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章　定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条　任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤

務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。 第13条　任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合(市が加入する地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。)の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。 2　前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。 第5章　雑則 (委任) 第14条　この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。 附　則 1・2　(略) (定年に関する経過措置) 3　令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規	附　則 1・2　(略)

定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

4　令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、飯塚市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和○年飯塚市条例第○号。次項において「令和4年改正条例」という。）による改正前の第3条ただし書に規定する職員であって、第3条の規定を適用する職員については、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和13年3月31日まで	65年

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

5　任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和4年改正条例による改正前の第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を

行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。)を除く。)にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度))において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。	

附　則

(施行期日)

第1条　この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

第2条　任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの条例による改正前の飯塚市職員の定年等に関する条例(以下「旧条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限(同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。)について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の飯塚市職員の定年等に関する条例(以下「新条例」という。)第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期

限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2　任命権者は、基準日(施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年(新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)を超える職(基準日における新条例定年が新条例第3条に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)に達している職員(当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3　新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条　任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1)　施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

(2)　旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3)　25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日ま

での間にある者

(4)　25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。)をされたことがある者

2　令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1)　施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

(2)　施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3)　施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4)　施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(5)　25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(6)　25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3　前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4　暫定再任用職員(第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。)の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5　任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条　任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合(市が加入する地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。次項及び附則第6条において同じ。)における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2　令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3　前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条　任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職(新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。)に係る旧条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年(施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢)をいう。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2　令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。)に達している者(新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3　前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条　任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2　令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者(新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3　前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第7条　令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1)　施行日以後に新たに設置された職

(2)　施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2　令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

第8条　令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1)　施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2)　施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2　令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員）

第9条　令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1)　基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2)　基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2　令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3　令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

（定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第10条　任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者）を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第11条　令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

議案第107号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和4年11月30日提出

飯塚市長　　片　峯　　誠

提案理由

職員の定年延長に係る地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の規定の整備を行うため、本案を提出するものである。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（飯塚市職員定数条例の一部改正）

第1条　飯塚市職員定数条例（平成18年飯塚市条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（職員の定数） 第2条　（略） （職員の定数配分） 第4条　第2条各号に掲げる職員の定数の当該事務部局等内の配分は、任命権者が定める。	（職員の定数） 第2条　（略） 2　前項に規定する職員の定数には、地方公務員法第28条の4第1項及び第28条の6第1項に規定する再任用職員を含むものとする。 （職員の定数配分） 第4条　第2条第1項各号に掲げる職員の定数の当該事務部局等内の配分は、任命権者が定める。

（公益的法人等への飯塚市職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第2条　公益的法人等への飯塚市職員の派遣等に関する条例（平成18年飯塚市条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（職員の派遣） 第2条　（略） 2　法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)　臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第	（職員の派遣） 第2条　（略） 2　法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)　臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第

1項又は第22条の5第1項の規定により採用される職員を除く。） (2)・(3)　(略) (4)　飯塚市職員の定年等に関する条例(平成18年飯塚市条例第28号)第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員 (5)　(略) 3　(略) (法第10条第1項に規定する条例で定める職員) 第10条　法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(3)　(略) (4)　飯塚市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員 (5)　(略)	1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用される職員を除く。） (2)・(3)　(略) (4)　(略) 3　(略) (法第10条第1項に規定する条例で定める職員) 第10条　法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(3)　(略) (4)　(略)

(飯塚市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第3条　飯塚市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成18年飯塚市条例第24号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(報告事項)	(報告事項)

第3条　前条の規定により、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。)を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(8)　(略)	第3条　前条の規定により、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。)を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(8)　(略)

(飯塚市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第4条　飯塚市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(平成18年飯塚市条例第26号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条　この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第3項及び第4項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手続及び効果並びに失職の例外に関し必要な事項を定めるものとする。 附　則 1～4　(略) (降給に関する経過措置) 5　飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号)附則第19項の規定に基づく措置及び規則その他の規程に基づく法附則第26項に規定する給与に関する特例措置による降給は、法第27条第	(趣旨) 第1条　この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第3項及び第4項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果並びに失職の例外に関し必要な事項を定めるものとする。 附　則 1～4　(略)

2項に規定する職員の意に反する降給とする。 6　前項に規定する措置の適用を受ける職員には、規則で定めるところにより、当該措置の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。	

（飯塚市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正）

第5条　飯塚市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（平成18年飯塚市条例第27号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（減給の効果） 第4条　減給は、1日以上1年以下の期間、その発令の日に受ける給料及び地域手当の月額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額（飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年飯塚市条例第21号）第8条に規定する額を除く。））の合計額の5分の1以下に相当する額を減ずる。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及び地域手当の月額の合計額の5分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。	（減給の効果） 第4条　減給は、1日以上1年以下の期間、給料及び地域手当の月額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額（飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年飯塚市条例第21号）第8条に規定する額を除く。））の合計額の5分の1以下に相当する額を減ずる。

（飯塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第6条　飯塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年飯塚市条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前

（1週間の勤務時間）	（1週間の勤務時間）
第2条　（略）	第2条　（略）
2　（略）	2　（略）
3　地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から32時間までの範囲内で、任命権者が定める。	3　地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から32時間までの範囲内で、任命権者が定める。
4　（略）	4　（略）
（週休日及び勤務時間の割振り）	（週休日及び勤務時間の割振り）
第3条　日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。	第3条　日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。
2　任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分を下らず8時間を超えない範囲内において規則で定める勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容	2　任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分を下らず8時間を超えない範囲内において規則で定める勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容

に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。	に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。
第4条　（略）	第4条　（略）
2　任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあっては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員にあっては8日以上の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務職員等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員については、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。	2　任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあっては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員にあっては8日以上の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務職員等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員については、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。
（年次有給休暇）	（年次有給休暇）
第12条　年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、	第12条　年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、

一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。 (1)　次号及び第3号に掲げる職員以外の職員　20日(育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数) (2)・(3)　(略) 2・3　(略)	一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。 (1)　次号及び第3号に掲げる職員以外の職員　20日(育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数) (2)・(3)　(略) 2・3　(略)

(飯塚市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第7条　飯塚市職員の育児休業等に関する条例(平成18年飯塚市条例第32号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(育児休業をすることができない職員) 第2条　育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2)　(略) (3)　飯塚市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員 (4)　(略) (育児短時間勤務をすることができない職員) 第10条　育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる	(育児休業をすることができない職員) 第2条　育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2)　(略) (3)　(略) (育児短時間勤務をすることができない職員) 第10条　育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる

職員とする。 (1)・(2)　(略) (3)　飯塚市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員 (部分休業をすることができない職員) 第19条　育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)　(略) (2)　勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して任命権者が市長の承認を得て別に定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。) (部分休業の承認) 第20条　部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 2・3　(略)	職員とする。 (1)・(2)　(略) (部分休業をすることができない職員) 第19条　育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)　(略) (2)　勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して任命権者が市長の承認を得て別に定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。) (部分休業の承認) 第20条　部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 2・3　(略)

（飯塚市職員の共済福利厚生制度に関する条例の一部改正）

第8条　飯塚市職員の共済福利厚生制度に関する条例（平成18年飯塚市条例第34号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（設置） 第1条　地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第42条の規定に基づき、職員（非常勤の職員（法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）、臨時の職員、任期付短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の相互共済福利増進及び元気回復を図ることを目的とする飯塚市職員厚生会（以下「厚生会」という。）を置く。	（設置） 第1条　地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第42条の規定に基づき、職員（非常勤の職員（法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）、臨時の職員、任期付短時間勤務職員及び再任用職員を除く。）の相互共済福利増進及び元気回復を図ることを目的とする飯塚市職員厚生会（以下「厚生会」という。）を置く。

（飯塚市職員の給与に関する条例の一部改正）

第9条　飯塚市職員の給与に関する条例（平成18年飯塚市条例第45号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（定年前再任用短時間勤務職員の給料月額） 第6条　法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、前条第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、飯塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平	（再任用職員の給料月額） 第6条　法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

成18年飯塚市条例第31号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。	
2　(略)	2　(略)
(通勤手当)	(通勤手当)
第16条　通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。	第16条　通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。
(1)　通勤(職員が勤務のため当該職員の住居と在勤庁との間を往復することをいう。以下本条において同じ。)のため交通機関又は有料の道路(以下この項及び次項において「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項及び次項において「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離(職員の住居から在勤庁までに至る経路のうち、一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。以下本項において同じ。)が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)	(1)　通勤(職員が勤務のためその者の住居と在勤庁との間を往復することをいう。以下本条において同じ。)のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離(職員の住居から在勤庁までに至る経路のうち、一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。以下本項において同じ。)が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)
(2)　通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下この条において「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく	(2)　通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員

困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3)　(略)

2　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)　前項第1号に掲げる職員　支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この号において「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2)　前項第2号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等のうち、支給単位期間当たりの

以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3)　(略)

2　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)　前項第1号に掲げる職員　支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2)　前項第2号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等のうち、支給単位期間当たりの通勤回

通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額からその額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア　自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員　2,000円

イ　使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員　4,200円

ウ　使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員　7,100円

エ　使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員　10,000円

オ　使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員　12,900円

カ　使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員　15,800円

キ　使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員　18,700円

ク　使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員　21,600円

ケ　使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員　24,400円

コ　使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満で

数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額からその額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア　自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員　2,000円

イ　使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員　4,200円

ウ　使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員　7,100円

エ　使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員　10,000円

オ　使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員　12,900円

カ　使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員　15,800円

キ　使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員　18,700円

ク　使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員　21,600円

ケ　使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員　24,400円

コ　使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満で

ある職員　26,200円

サ　使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員　28,000円

シ　使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員　29,800円

ス　使用距離が片道60キロメートル以上である職員　31,600円

(3)　前項第3号に掲げる職員　交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

3～6　(略)

(時間外勤務手当)

第19条　正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じて、それぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則に定める割合(その勤務

ある職員　26,200円

サ　使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員　28,000円

シ　使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員　29,800円

ス　使用距離が片道60キロメートル以上である職員　31,600円

(3)　前項第3号に掲げる職員　交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

3～6　(略)

(時間外勤務手当)

第19条　正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じて、それぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則に定める割合(その勤務

が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。	が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
(1)・(2)　(略)	(1)・(2)　(略)
2　定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間の合計が、職員の勤務時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じて、それぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。	2　再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間の合計が、職員の勤務時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じて、それぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。
3　(略)	3　(略)
4　正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。)の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給	4　正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。)の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の

する。	175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
5　勤務時間条例第8条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)から第1項に規定する規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。	5　勤務時間条例第8条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
6　(略)	6　(略)
(期末手当)	(期末手当)
第26条　(略)	第26条　(略)
2　期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2　期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4)　(略)	(1)～(4)　(略)
3　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用について	3　再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100

は、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。	分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。
4～6　（略）	4～6　（略）
（勤勉手当）	（勤勉手当）
第29条　勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項まで及び附則第15項第4号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。	第29条　勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第15項第4号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。
2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。	2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
(1)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第15項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の	(1)　前項の職員のうち再任用職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第15項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額

95を乗じて得た額の総額	の総額
(2)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の基礎額に100分の43.75を乗じて得た額の総額	(2)　前項の職員のうち再任用職員　当該再任用職員の勤勉手当の基礎額に100分の43.75を乗じて得た額の総額
3～5　(略)	3～5　(略)
(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)	(再任用職員についての適用除外)
第33条　第5条第2項から第9項まで、第12条、第13条及び第15条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。	第33条　第12条、第13条及び第15条の規定は、再任用職員には適用しない。
附　則	附　則
1～18　(略)	1～18　(略)
19　当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第21項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第3項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。	
20　前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。	
(1)　臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員	

(2)　飯塚市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年飯塚市条例第　号)による改正前の飯塚市職員の定年等に関する条例(平成18年飯塚市条例第28号)第3条ただし書に規定する職員に相当する職員

(3)　飯塚市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間(同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

(4)　飯塚市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

21　法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第23項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第19項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)

には、当分の間、特定日以後、附則第19項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

22　前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

23　異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第19項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第21項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

24　附則第21項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第19項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料とし

て支給する。

25　附則第19項から前項までに定めるもののほか、附則第19項の規定による給料月額、附則第21項の規定による給料その他附則第19項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

26　育児短時間勤務職員等に対する附則第19項の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「)に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該育児短時間勤務職員等の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

別表第1(第4条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)

別表第1(第4条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	(略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)	円 (略)

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

備考　この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

備考　この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

（飯塚市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第10条　飯塚市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年飯塚市条例第46号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（趣旨） 第1条　この条例は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項の規定に基づき、単純な労務に雇用される一般職に属する職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項の規定により採用された定年前再任用短時間勤務職員及び法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「職員」という。）の給与の種類及び基準に関し必要な事項を定めるものとする。 （適用除外） 第21条　第5条及び第7条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には	（趣旨） 第1条　この条例は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項の規定に基づき、単純な労務に雇用される一般職に属する職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項並びに第28条の5第1項の規定により採用された再任用職員並びに法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「職員」という。）の給与の種類及び基準に関し必要な事項を定めるものとする。 （適用除外） 第21条　第5条及び第7条の規定は、再任用職員には適用しない。

適用しない。 2　（略）	2　（略）

（飯塚市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第11条　飯塚市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年飯塚市条例第47号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（短時間勤務職員に支給する特殊勤務手当の額の特例） 第8条　地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員に支給する特殊勤務手当（月額で支給するものに限る。）の額は、当該特殊勤務手当の額を定める規定にかかわらず、当該特殊勤務手当の額を超えない範囲内において、規則で定める。	（短時間勤務職員に支給する特殊勤務手当の額の特例） 第8条　地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員に支給する特殊勤務手当（月額で支給するものに限る。）の額は、当該特殊勤務手当の額を定める規定にかかわらず、当該特殊勤務手当の額を超えない範囲内において、規則で定める。

（飯塚市企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第12条　飯塚市企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年飯塚市条例第209号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（給与の種類） 第2条　企業局企業職員で常時勤務を要するもの、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項に規定する	（給与の種類） 第2条　企業局企業職員で常時勤務を要するもの、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の5第1項又は第28条

短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。 2・3　(略) (適用除外) 第24条　第5条、第7条及び第17条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。 2　(略)	の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。 2・3　(略) (適用除外) 第24条　第5条、第7条及び第17条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。 2　(略)

(飯塚市職員の再任用に関する条例の廃止)

第13条　飯塚市職員の再任用に関する条例(平成18年飯塚市条例第25号)は、廃止する。

附　則

(施行期日)

第1条　この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(定義)

第2条　この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　令和3年改正法　地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)をいう。

(2)　暫定再任用職員　令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。

(3)　暫定再任用短時間勤務職員　令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。

(4)　定年前再任用短時間勤務職員　地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。

(飯塚市職員定数条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条　第1条の規定による改正後の飯塚市職員定数条例第2条第1項に規定する職員の定数には、暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。)を含むものとする。

(公益的法人等への飯塚市職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条　暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第2条の規定による改正後の公益的法人等への飯塚市職員の派遣等に関する条例の規定を適用する。

(飯塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第5条　暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第6条の規定による改正後の飯塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定を適用する。

(飯塚市職員の共済福利厚生制度に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第6条　暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第8条の規定による改正後の飯塚市職員の共済福利厚生制度に関する条例の規定を適用する。

(飯塚市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第7条　暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項及び次項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される飯塚市職員の給与に関する条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第1項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2　地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する

前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、飯塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3　暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される飯塚市職員の給与に関する条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第1項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、飯塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4　暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第9条の規定による改正後の飯塚市職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)第16条第2項及び第19条第2項の規定を適用する。

5　暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第26条第3項の規定を適用する。

6　新給与条例第29条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員(次号において「暫定再任用職員」という。)」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

7　飯塚市職員の給与に関する条例第5条第2項から第9項まで、第12条、第13条及び第15条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

8　新給与条例附則第19項から第26項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

(飯塚市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第8条　飯塚市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条及び第7条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

(飯塚市企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第9条　飯塚市企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条及び第7条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

議案第108号

飯塚市公共施設等整備基金条例

飯塚市公共施設等整備基金条例を次のように定める。

令和4年11月30日提出

飯塚市長　　片　峯　　誠

提案理由

本市が所有する公共施設及び公用施設の建設費、改修費、除却費及び設備の更新費等の整備費の財源確保を目的として、飯塚市公共施設等整備基金を設置するため、本案を提出するものである。

飯塚市公共施設等整備基金条例

(設置)

第1条　本市が所有する公共施設及び公用施設(以下「公共施設等」という。)の建設費、改修費、除却費及び設備の更新費等の整備費(以下「整備費」という。)の財源に充てるため、飯塚市公共施設等整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条　基金として積み立てる額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1)　各会計年度において歳入歳出の決算上生じた剰余金のうち別に定める飯塚市財政調整基金及び飯塚市減債基金に積み立てる額との合計額が当該剰余金の2分の1以上となる額

(2)　予算に定める額

(3)　前2号の基金の運用により生ずる収益

(管理)

第3条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2　基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第4条　基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条　市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条　基金は、経済事情の変動等により財源が不足する場合において公共施設等の整備費の財源に充てるときに限り、その全部又は一部を処分することができる。

2　前項に定めるもののほか、基金に属する現金を預け入れた金融機関が破綻した場合において、当該金融機関からの借入金（地方債等）と相殺するための償還財源に充てるときは、基金の全部又は一部を処分することができる。

（基金台帳）

第7条　基金は、台帳に記載し、常にその状況を明確にしなければならない。

（委任）

第8条　この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（飯塚市財政調整基金条例の一部改正）

2　飯塚市財政調整基金条例（平成18年飯塚市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「飯塚市減債基金」の次に「及び飯塚市公共施設等整備基金」を加える。

（飯塚市減債基金条例の一部改正）

3　飯塚市減債基金条例（平成18年飯塚市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「飯塚市財政調整基金」の次に「及び飯塚市公共施設等整備基金」を加える。

議案第109号

飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例

飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年11月30日提出

飯塚市長　　片　峯　　誠

提案理由

図書館及び地域館の管理を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせるため、本案を提出するものである。

飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例

飯塚市立図書館条例(平成18年飯塚市条例第93号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(管理) 第3条　図書館及び地域館(以下「図書館等」)という。)の管理は、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。 2　前項の規定により、図書館等の管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条第3項、第8条及び第9条中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と、第5条中「教育委員会」とあるのは、「教育委員会の承認を得て指定管理者」と、第6条第2項中「教育委員会が特に必要と認めるときは」とあるのは、「指定管理者が特に必要と認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て」と読み替えるものとする。 3　指定管理者が行う管理の業務は、次のとおりとする。 (1)　(略) (2)　図書館等の設備に関すること。 (3)　前2号に掲げるもののほか、図書館等の運営に関し教育委員会が必要と認めること。	(管理) 第3条　図書館は、飯塚市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管理する。ただし、飯塚市立図書館、飯塚市立図書館筑穂館及び同庄内館(以下「指定図書館」という。)の管理は、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。 2　指定管理者が行う管理の業務は、次のとおりとする。 (1)　(略) (2)　指定図書館の設備に関すること。 (3)　前2号に掲げるもののほか、指定図書館の運営に関し教育委員会が必要と認めること。

（職員）	（職員）
第4条　図書館に館長を置き、図書館等に司書、事務職員その他必要な職員を置く。	第4条　図書館に館長を置き、図書館及び地域館（以下「図書館等」という。）に司書、事務職員その他必要な職員を置く。
2　（略）	2　（略）
（休館日）	（休館日）
第5条　図書館等の休館日は、次のとおりとする。	第5条　図書館等の休館日は、次のとおりとする。
(1)　飯塚市立図書館	(1)　飯塚市立図書館
ア　（略）	ア　（略）
イ　館内整理日　毎月、教育委員会が別に定める日（蔵書点検期間のある月及び12月を除く。）及び1月4日	イ　館内整理日　毎月、教育委員会の承認を得て指定管理者が別に定める日（蔵書点検期間のある月及び12月を除く。）及び1月4日
ウ　蔵書点検期間　毎年、教育委員会が別に定める10日以内の期間	ウ　蔵書点検期間　毎年、教育委員会の承認を得て指定管理者が別に定める10日以内の期間
エ　（略）	エ　（略）
(2)　飯塚市立図書館筑穂館及び同庄内館	(2)　飯塚市立図書館筑穂館及び同庄内館
ア　（略）	ア　（略）
イ　館内整理日　毎月、教育委員会が別に定める日（蔵書点検期間のある月及び12月を除く。）及び1月4日	イ　館内整理日　毎月、教育委員会の承認を得て指定管理者が別に定める日（蔵書点検期間のある月及び12月を除く。）及び1月4日
ウ　蔵書点検期間　毎年、教育委員会が別に定める10日以内の期間	ウ　蔵書点検期間　毎年、教育委員会の承認を得て指定管理者が別に定める10日以内の期間

エ　（略）	エ　（略）
(3)・(4)　（略）	(3)・(4)　（略）
（開館時間）	（開館時間）
第6条　（略）	第6条　（略）
2　前条又は前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認めるときは、臨時に開館し、若しくは休館し、又は開館時間を変更することができる。	2　前条又は前項の規定にかかわらず、教育委員会及び指定管理者が特に必要と認めるときは、臨時に開館し、若しくは休館し、又は開館時間を変更することができる。ただし、指定図書館にあっては、指定管理者はあらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。
3　前項の場合において、教育委員会は、掲示その他の方法であらかじめ周知しておかなければならない。	3　前項の場合において、教育委員会及び指定管理者は、掲示その他の方法であらかじめ周知しておかなければならない。
（利用の制限）	（利用の制限）
第8条　教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、資料の利用を取り消し、若しくは図書館等への入館を拒み、又は退館を命ずることができる。	第8条　教育委員会及び指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、資料の利用を取り消し、若しくは図書館等への入館を拒み、又は退館を命ずることができる。
(1)～(3)　（略）	(1)～(3)　（略）
（損害賠償）	（損害賠償）
第9条　資料若しくは施設及び設備を損傷し、又は亡失した者（中学3年生までの者については、その保護者とする。）は、教育委員会の指示に従い、現品又は金銭をもって賠償しなければならない。ただし、市長が特段の理由があると認めるときは、賠償	第9条　資料若しくは施設及び設備を損傷し、又は亡失した者（中学3年生までの者については、その保護者とする。）は、教育委員会及び指定管理者の指示に従い、現品又は金銭をもって賠償しなければならない。ただし、市長が特段の理由があると認め

の全部又は一部を免除することができる。	るときは、賠償の全部又は一部を免除することができる。

附　則

（施行規則）

1　この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行日前になされた図書館等の管理に関する業務を行わせるものを指定する手続きは、改正後の飯塚市立図書館条例の規定によりなされたものとみなす。

3　指定管理者の管理開始前に改正前の飯塚市立図書館条例の規定によりなされた飯塚市立図書館穂波館及び飯塚市立図書館頴田館の業務に関する処分又は手続は、それぞれ改正後の飯塚市立図書館条例の規定による処分又は手続とみなす。

議案第110号

飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例

飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年11月30日提出

飯塚市長　　片　峯　　誠

提案理由

体育施設に穂波東グラウンドを加え、頴田グラウンドに照明設備を増設したため、本案を提出するものである。

飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例

飯塚市体育施設条例(平成23年飯塚市条例第30号)の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
（名称及び位置）
第2条　体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>飯塚市穂波グラウンド</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>飯塚市穂波東グラウンド</td><td>飯塚市南尾252番地14</td></tr>
<tr><td>飯塚市筑穂グラウンド</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
別表第1(第4条関係)
体育施設の利用時間
<table>
<tr><th>体育施設の名称</th><th>利用時間</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>飯塚市穂波グラウンド</td><td>午前6時から午後10時まで</td></tr>
<tr><td>飯塚市穂波東グラウンド</td><td>午前6時から午後8時まで</td></tr>
<tr><td>飯塚市筑穂グラウンド</td><td>午前6時から午後10時まで</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
別表第2(第4条関係)
</td><td>
（名称及び位置）
第2条　体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>飯塚市穂波グラウンド</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>飯塚市筑穂グラウンド</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
別表第1(第4条関係)
体育施設の利用時間
<table>
<tr><th>体育施設の名称</th><th>利用時間</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>飯塚市穂波グラウンド</td><td rowspan="2">午前6時から午後10時まで</td></tr>
<tr><td>飯塚市筑穂グラウンド</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
別表第2(第4条関係)
</td></tr>
</table>

体育施設の休業日

体育施設の名称	休業日
（略）	（略）
（略）	12月29日から翌年の1月3日までの日
飯塚市穂波グラウンド	
飯塚市穂波東グラウンド	
飯塚市筑穂グラウンド	
（略）	
（略）	（略）

別表第4（第11条関係）

体育施設の使用料（指定管理施設を除く。）

1～3　（略）

4　グラウンド

施設名	区分		使用料（1時間当たり）
飯塚市穂波東グラウンド	専用利用		200円
飯塚市筑穂グラウンド	1/2面利用	一般	100円
飯塚市庄内グラウンド 飯塚市頴田グラウンド		高校生以下	50円

備考

体育施設の休業日

体育施設の名称	休業日
（略）	（略）
（略）	12月29日から翌年の1月3日までの日
飯塚市穂波グラウンド	
飯塚市筑穂グラウンド	
（略）	
（略）	（略）

別表第4（第11条関係）

体育施設の使用料（指定管理施設を除く。）

1～3　（略）

4　グラウンド

施設名	区分		使用料（1時間当たり）
	専用利用		200円
飯塚市筑穂グラウンド	1/2面利用	一般	100円
飯塚市庄内グラウンド 飯塚市頴田グラウンド		高校生以下	50円

備考

<table>
<tr>
<td>
1　（略）
2　飯塚市穂波東グラウンド及び飯塚市筑穂グラウンドの専用利用は、1／2面利用とみなす。
照明料金
<table>
<tr><th>施設名</th><th colspan="2">使用料(1時間当たり)</th></tr>
<tr><td>飯塚市筑穂グラウンド</td><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">飯塚市頴田グラウンド</td><td>専用利用</td><td>1,050円</td></tr>
<tr><td>1/2面利用</td><td>520円</td></tr>
</table>
備考
（略）
</td>
<td>
1　（略）
2　飯塚市筑穂グラウンドの専用利用は、1／2面利用とみなす。
照明料金
<table>
<tr><th>施設名</th><th>使用料(1時間当たり)</th></tr>
<tr><td>飯塚市筑穂グラウンド</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>飯塚市頴田グラウンド</td><td>520円</td></tr>
</table>
備考
（略）
</td>
</tr>
</table>

附　則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第111号

飯塚市健康の森公園市民プール条例の一部を改正する条例

飯塚市健康の森公園市民プール条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年11月30日提出

飯塚市長　　片　峯　　誠

提案理由

利用料金の支払い方法の変更に伴い、本案を提出するものである。

飯塚市健康の森公園市民プール条例の一部を改正する条例

飯塚市健康の森公園市民プール条例(平成18年飯塚市条例第196号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
	(プリペイドカード) 第8条　指定管理者は、市長の承認を得て、使用可能金額から割引をして得た額をもって当該使用可能金額のプリペイドカードを発行することができる。 2　プリペイドカードは、使用可能金額(プリペイドカードを使用した場合にあっては、その残額)を超えない範囲において、利用料金として使用することができる。
(利用料金の減免) 第8条　(略)	(利用料金の減免) 第9条　(略)
(利用料金の不還付) 第9条　(略)	(利用料金の不還付) 第10条　(略)
(利用承認の取消し等) 第10条　(略)	(利用承認の取消し等) 第11条　(略)
(権利の譲渡等の禁止) 第11条　(略)	(権利の譲渡等の禁止) 第12条　(略)
(特別の設備等) 第12条　(略)	(特別の設備等) 第13条　(略)

（入館の制限等）

第13条　（略）

（販売行為等の禁止）

第14条　（略）

（原状回復の義務）

第15条　利用者は、市民プールの利用を終了したとき、又は第10条の規定により利用の承認を取り消され、利用の制限を受け、若しくは利用を中止されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

2　（略）

（損害賠償の義務）

第16条　（略）

（委任）

第17条　（略）

別表第2（第7条関係）

利用料金の範囲

区分	温水プール		レジャープール
	基本金額	超過金額	基本金額
	2時間	30分ごと	終日

（入館の制限等）

第14条　（略）

（販売行為等の禁止）

第15条　（略）

（原状回復の義務）

第16条　利用者は、市民プールの利用を終了したとき、又は第11条の規定により利用の承認を取り消され、利用の制限を受け、若しくは利用を中止されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

2　（略）

（損害賠償の義務）

第17条　（略）

（委任）

第18条　（略）

別表第2（第7条関係）

利用料金の範囲

区分	温水プール		レジャープール
	基本金額	超過金額	基本金額
	2時間	30分ごと	終日

個人使用	一般	（略）	（略）	（略）
	高校生	（略）	（略）	（略）
	小・中学生	（略）	（略）	（略）
	幼児	（略）	（略）	（略）
	一般回数券	2時間/11回分 5,200円	130円	
	高校生回数券	2時間/11回分 3,100円	80円	
	小・中学生回数券	2時間/11回分 2,000円	50円	
	幼児回数券	2時間/11回分 1,000円	30円	
ロッカー使用				（略）
団体使用（30人以上）		（略）		

備考

（略）

個人使用	一般	（略）	（略）	（略）
	高校生	（略）	（略）	（略）
	小・中学生	（略）	（略）	（略）
	幼児	（略）	（略）	（略）
ロッカー使用				（略）
団体使用（30人以上）		（略）		

備考

（略）

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の日前にこの条例による改正前の飯塚市健康の森公園市民プール条例第8条の規定により発行されたプリペイドカード（現に利用可能金額に残額のあるプリペイドカードに限る。）については、この条例の施行後においても、なお使用することができる。

議案第112号

飯塚市都市公園体育施設条例の一部を改正する条例

飯塚市都市公園体育施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年11月30日提出

飯塚市長　　片　峯　　誠

提案理由

市民公園の体育施設であるテニスコートの整備に伴い、関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市都市公園体育施設条例の一部を改正する条例

飯塚市都市公園体育施設条例(平成18年飯塚市条例第197号)の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
別表第1(第2条、第3条関係)
市民公園の体育施設
1　テニスコート
<table>
<tr><th>区分</th><th>利用料金(1時間当たり)</th><th>照明料金(1時間当たり)</th></tr>
<tr><td>一般</td><td>1コート400円</td><td rowspan="2">1コート200円</td></tr>
<tr><td>高校生以下</td><td>1コート200円</td></tr>
<tr><td>利用時間</td><td colspan="2">午前7時～午後10時</td></tr>
<tr><td>休業日</td><td colspan="2">12月29日から翌年の1月3日までの日</td></tr>
</table>
(略)
</td><td>
別表第1(第2条、第3条関係)
市民公園の体育施設
1　テニスコート
<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>利用料金(1時間当たり)</th></tr>
<tr><td colspan="2">一般</td><td>1コート200円</td></tr>
<tr><td colspan="2">高校生以下</td><td>1コート100円</td></tr>
<tr><td>利用時間</td><td colspan="2">午前7時～午後7時</td></tr>
<tr><td>休業日</td><td colspan="2">12月29日から翌年の1月3日までの日</td></tr>
</table>
(略)
</td></tr>
</table>

附　則

(施行期日)

1　この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この条例による改正後の飯塚市都市公園体育施設条例別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係るものについて適用し、同日前の利用に係るものについては、なお従前の例による。

議案第113号

損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(学校施設における児童の転倒事故)

学校施設における児童の転倒事故に係る損害賠償の額(示談内容を含む。)について、次のとおり議会の議決を求める。

令和4年11月30日提出

飯塚市長　　片　峯　　誠

損害賠償の額　2,690,300円

1　事故発生の日時、場所

令和3年3月18日(木)午後1時25分頃

飯塚市下三緒54番地　飯塚市立飯塚東小学校敷地内

2　相手方

市内在住の児童及び法定代理人親権者

3　事故の概要

(1)　相手方児童は、昼休みに体育館と横にあるコンクリート製ウォールとの間を追いかけっこしていた。横をすり抜けようとした友達を捕まえようと気を取られ、側溝の蓋につまずき、転倒して顔面を地面に強打した。コンクリート製ウォールの端より外側の側溝には、蓋が設置される構造であるが、事故当時は一部分がなく、溝内に脱落していた部分で転倒した。

(2)　相手方児童は、上の前歯永久歯2本を破折、下の前歯永久歯1本を脱落した。また、下唇の傷が肥厚性瘢痕となっている。

4　損害の状況

相手方児童　　外傷性歯牙脱臼、外傷性歯牙破折

5　事故発生の原因

相手方児童は、側溝の端にコンクリート製の蓋があるが、その蓋の一部が割れて溝の中に脱落していた部分で転倒し負傷した。

6　示談の内容

(1)　飯塚市は、相手方に対し損害賠償金2,690,300円の支払義務があることを認め、示談成立後に支払う。

(2)　双方は、本件事故について今後いかなる事情が発生しても、裁判上又は裁判外において、一切の異議申立て又は請求をしない。

7　損害賠償額の内訳

項　　目	損　害　額
傷害部分慰謝料 及び将来治療費等	2,690,300円

8　事故現場見取図　　別紙のとおり

提案理由

学校施設における児童の転倒事故に係る損害賠償を行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号及び第13号の規定により本案を提出するものである。

事故現場見取図

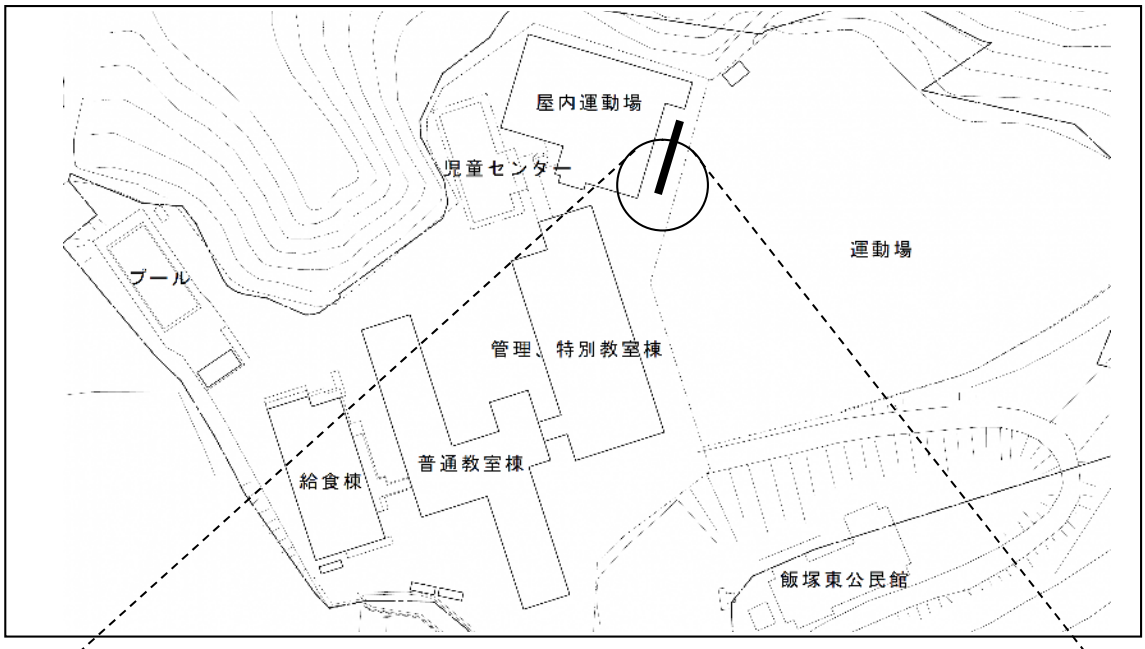

事故現場拡大図

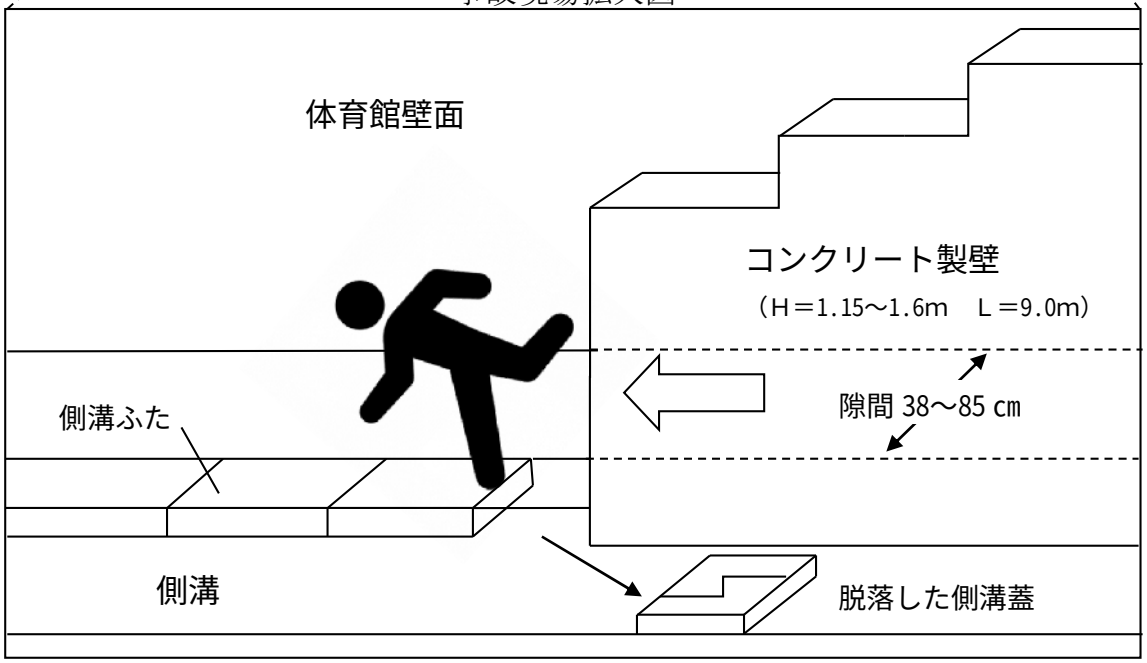

議案第114号

指定管理者の指定(飯塚市市民公園体育施設)

公の施設の指定管理者について、次のとおり指定する。

令和4年11月30日提出

飯塚市長　　片　峯　　誠

1　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

(1)　飯塚市総合体育館

(2)　市民公園のテニスコート

(3)　市民公園の運動広場

2　指定管理者となる団体

福岡県飯塚市枝国666番地11

一般社団法人　飯塚市スポーツ協会

代表理事　福田　良人

3　指定管理者に管理を行わせるようとする期間

令和5年4月1日～令和10年3月31日

4　選定の方法及び理由

飯塚市指定管理者選定委員会において、申請団体の提出書類、提案内容を比較検討し、次に掲げる事項について評価を行い、指定管理者の候補となる団体として選定した。

(1)　指定管理施設の利用に関し不当な差別的取扱いが行なわれるおそれがないこと。

(2)　事業計画が、指定管理施設の設置目的に即した適切なものであること。

(3)　指定管理施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

(4)　指定管理施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

提案理由

公の施設の指定管理者の指定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

指定管理者指定議案資料

1　施設の概要

①　名称及び所在地

(1)飯塚市総合体育館　　飯塚市鯰田1560番地5

(2)市民公園のテニスコート　飯塚市鯰田1560番地4

(3)市民公園の運動広場　　飯塚市鯰田1560番地4

②　規模構造及び開設時期

(1)飯塚市総合体育館　　敷地面積　28,499.55㎡

延床面積　8,894.53㎡

構　　造　鉄筋コンクリート造２階建

開 設 年　令和5年

(2)市民公園のテニスコート　敷地面積　7,848㎡

開 設 年　昭和45年

(3)市民公園の運動広場　　敷地面積　16,882㎡

開 設 年　昭和45年

③　業務内容

ア　施設の維持管理に関する業務

（ア）　建築物の保守管理業務

（イ）　設備の保守管理業務

イ　施設の利用に関する業務

（ア）　利用許可及び利用料徴収等に関する業務

（イ）　運動指導に関する業務

（ウ）　利用統計に関する業務

ウ　自主事業に関する業務

（ア）　スポーツ教室及び健康教室等に関する業務

エ　スポーツ大会、市民交流事業等の開催に関する業務

（ア）　スポーツ大会の開催企画、誘致に関する業務

（イ）　施設等を活用した市民交流事業の開催に関する業務

オ　文書等の管理・保存に関する業務

（ア）　各種業務に関する記録、報告書の作成

（イ）　指定期間終了時の事務引継ぎ等

2　指定管理者となる団体の概要

①　設立年月日　平成31年4月1日

②　主な提案業務内容及び事業計画

ア　スポーツ振興による地域づくり

・スポーツの日常化を図り、元気な市民による地域活動活性化を推進し、元気な地域づくりに貢献

イ　スポーツライフの確立と進展

・人が健康で豊かな人生を送るため各世代におけるスポーツとの関わりの創出・支援

・スポーツの間口の広さを活用し、教育・福祉・環境・医療など様々な分野との連携を深め、スポーツの軸で結ぶ事業の展開

ウ　スポーツのプラットフォームを確立

・総合体育館をスポーツの拠点とし、子どもから高齢者までスポーツに親しむ環境の整備

3　非公募により選定を行った理由

一般社団法人飯塚市スポーツ協会の設立目的は、「スポーツ活動を通じ市民の健康、体力の増進及び相互の親睦、運動技術の向上を図り併せて本市のスポーツ振興に寄与すること。」であり、総合体育館等の施設の設置目的に一致し、協会の社員は飯塚市内のスポーツ団体の代表者や各地区体育振興会等で構成されているため、知識や経験があり効果的な施設運営が期待できること。

また、同協会が、本市のスポーツ推進の普及活動や市内競技団体の人材育成など長期的な継続活動を行っており、本協会が実施する各種体育事業により、本市の目指す市民の体力の向上と活力ある地域づくりを進め、市民の多様なニーズに応えることができること。

そして、同協会が、地域に根差した団体であり、地域の市民団体やまちづくり協議会等との連携がとれ、市民公園体育施設敷の活用を含め、各種イベントの開催など市民の交流を促進することができること。

以上の点から、飯塚市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年飯塚市条例第13号）第2条ただし書の規定に基づき、非公募としたもの。

4　募集時点での指定管理料上限額(単年度)

54,495千円(消費税及び地方消費税を含む。)

5　選定評価結果（600点満点）

団　体　名	評価点
団体名　一般社団法人　飯塚市スポーツ協会 代表者　代表理事　福田　良人 所在地　福岡県飯塚市枝国666番地11	433

議案第115号

指定管理者の指定(飯塚市立図書館)

公の施設の指定管理者について、次のとおり指定する。

令和4年11月30日提出

飯塚市長　　片　峯　　誠

1　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

(1)　飯塚市立図書館

(2)　飯塚市立図書館筑穂館

(3)　飯塚市立図書館庄内館

(4)　飯塚市立図書館穂波館

(5)　飯塚市立図書館頴田館

2　指定管理者となる団体

団体名　株式会社　図書館流通センター

代表者　代表取締役　谷一　文子

所在地　東京都文京区大塚三丁目1番1号

3　指定管理者に管理を行わせようとする期間

令和5年4月1日～令和10年3月31日

4　選定の方法及び理由

飯塚市指定管理者選定委員会において、申請団体の提出書類、提案内容を比較検討し、次に掲げる事項について評価を行い、指定管理者の候補となる団体として選定した。

(1)　指定管理施設の利用に関し不当な差別的取扱いが行なわれるおそれがないこと。

(2)　事業計画が、指定管理施設の設置目的に即した適切なものであること。

(3)　指定管理施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

(4)　指定管理施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

提案理由

公の施設の指定管理者の指定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

指定管理者指定議案資料

1　施設の概要

施設の名称	飯塚市立図書館	飯塚市立図書館 筑穂館	飯塚市立図書館 庄内館
所在地	飯塚市飯塚14番67号	飯塚市長尾1390番地1	飯塚市綱分792番地5
延床面積	1,806㎡（図書館専用部分）	1,340.75㎡	960.41㎡
構造・規模	鉄筋コンクリート造 4階建	鉄筋コンクリート造 （一部鉄骨）2階建	鉄筋コンクリート造 2階建
建築年月	平成8年2月	平成15年6月	平成6年7月

施設の名称	飯塚市立図書館 穂波館	飯塚市立図書館 頴田館
所在地	飯塚市秋松407番地1	飯塚市鹿毛馬1667番地2
延床面積	255㎡（図書館専用部分）	115㎡（図書館専用部分）
構造・規模	鉄筋コンクリート造 2階建	鉄筋コンクリート造 2階建
建築年月	平成3年4月	平成25年2月

2　業務内容

(1)　管理運営に関する業務

①　施設管理（図書館の安全管理、防災対策ほか）

②　図書館奉仕業務（利用者登録、資料の貸出・返却ほか）

③　蔵書管理（資料の選定・登録ほか）等

(2)　図書館事業に関する業務

①　全館事業の実施（企画・立案、ボランティア団体との連絡調整ほか）

② 各図書館事業の実施(企画・立案、ボランティア団体との連絡調整ほか)

(3) その他の業務

① ブックスタート事業の実施

② 小中学校及び各種施設との連携(団体貸出、特別貸出ほか)

③ ボランティア団体との協調(育成、支援ほか)

3 指定管理者となる団体の概要

(1) 設立年月日 昭和54年12月20日

(2) 主な提案業務内容及び事業計画

① 適切な施設管理運営業務

・「安全の確保」「快適空間の提供」「清潔さの保持」「環境保護」に努め、誰もが安心して利用できる施設環境の実現

・司書資格者の配置及び安定雇用

② サービス向上のための方策

・全ての市民に等しく図書館サービスを提供

・ブックスタート事業、子育て支援事業、各種講座・催し物の実施

③ 主な事業

・本来の図書館機能に加え新たな取組を実施

・サイエンスモールin飯塚、ぶっくりモールin飯塚、バリアフリー映画上映会等

4 公募及び選定の概要

(1) 公募・非公募の別

公募

(2) 地域要件設定の有無

地域要件未設定

(3) 応募団体数

2団体

5 募集時点での指定管理料上限額(単年度)

120,632千円(消費税及び地方消費税を含む。)

6 選定評価結果

団　体　名	評　価　点 （630点中）
団体名　株式会社　図書館流通センター 代表者　代表取締役　谷一　文子 所在地　東京都文京区大塚三丁目1番1号	413

議案第116号

ふくおか県央環境広域施設組合規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第2項の規定により、ふくおか県央環境広域施設組合規約を別紙のとおり変更する。

令和4年11月30日提出

飯塚市長　　片　峯　　誠

提案理由

ふくおか県央環境広域施設組合が管理運営するごみ処理施設の再編等に伴い、同組合の経費の支弁の方法を変更し、ふくおか県央環境広域施設組合規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものである。

ふくおか県央環境広域施設組合規約の一部を改正する規約

ふくおか県央環境広域施設組合規約(平成31年4月1日30市町村第5309号許可)の一部を次のように改正する。

改正後

別表(第15条関係)

	経費区分	負担割合	市町
1	議会及び総務に関する経費	前年度負担額(当該年度経費と前年度経費に差額が生じた場合は、その差額を人口割)	飯塚市 嘉麻市 桂川町 小竹町
2	桂苑に関する経費	実績割　100%	飯塚市 嘉麻市 桂川町
3	(略)	(略)	(略)
4	(略)	(略)	(略)
5	リサイクルセンターに関する経費	均等割　40% 人口割　60%	飯塚市 嘉麻市
6	汚泥再生処理センターに関する経費	(略)	(略)
7	飯塚市清掃工場及び埋立処分	(略)	(略)

改正前

別表(第15条関係)

	経費区分	負担割合	市町
1	議会及び総務に関する経費(15の項及び16の項を除く。)	前年度負担額(当該年度経費と前年度経費に差額が生じた場合は、その差額を人口割)	飯塚市 嘉麻市 桂川町 小竹町
2	桂苑に関する経費	実績割　100%	飯塚市 桂川町
3	(略)	(略)	(略)
4	(略)	(略)	(略)
5	ごみ燃料化センターに関する経費	均等割　40% 人口割　60%	飯塚市 嘉麻市
6	リサイクルセンターに関する経費	均等割　40% 人口割　60%	飯塚市 嘉麻市
7	汚泥再生処理センターに関する経費	(略)	(略)
8	飯塚市清掃工場及び埋立処分	(略)	(略)

	場に関する経費		
8	飯塚市リサイクルプラザに関する経費	（略）	（略）
9	飯塚市環境センターに関する経費	（略）	（略）
10	飯塚市斎場に関する経費	（略）	（略）
11	嘉麻市嘉麻クリーンセンター及び最終処分場に関する経費	（略）	（略）
12	嘉麻市嘉麻浄化センターに関する経費	（略）	（略）
13	嘉麻市嘉麻斎場に関する経費	（略）	（略）
14	ごみ処理施設の設置に関する経費	人口割　100%	飯塚市 嘉麻市 桂川町

（備考）

	場に関する経費		
9	飯塚市リサイクルプラザに関する経費	（略）	（略）
10	飯塚市環境センターに関する経費	（略）	（略）
11	飯塚市斎場に関する経費	（略）	（略）
12	嘉麻市嘉麻クリーンセンター及び最終処分場に関する経費	（略）	（略）
13	嘉麻市嘉麻浄化センターに関する経費	（略）	（略）
14	嘉麻市嘉麻斎場に関する経費	（略）	（略）
15	桂苑、穂波苑、筑穂園の総務に関する人件費	飯塚市　70% 桂川町　30%	飯塚市 桂川町
16	ごみ燃料化センター、リサイクルセンター及び汚泥再生処理センターの総務に関する人件費	均等割　40% 人口割　60%	飯塚市 嘉麻市 小竹町

（備考）

1　平成31年度の負担金の算出については、別表1の項負担割合の欄中「前年度負担額」とあるのは「前年度に関係市町が別表1の項経費区分に係るものとして負担した額」と、「前年度経費」とあるのは「前年度に別表1の項経費区分で要し

	た経費の額」と読み替える。
1　（略）	2　（略）
2　（略）	3　（略）
3　別表4の項及び10の項の経費に係る実績割の実績は、前々年度の火葬件数とする。	4　別表4の項及び11の項の経費に係る実績割の実績は、前々年度の火葬件数とする。
4　別表5の項の経費に係る均等割の関係市町の負担割合は、飯塚市を3分の2、嘉麻市を3分の1とする。	5　別表5の項及び6の項の経費に係る均等割の関係市町の負担割合は、飯塚市を3分の2、嘉麻市を3分の1とする。
5　別表5の項及び6の項の人口割の算定において、飯塚市の人口は、廃置分合前の嘉穂郡庄内町及び同郡頴田町の区域の人口とし、嘉麻市の人口は、廃置分合前の嘉穂郡稲築町の区域の人口とする。	6　別表5の項から7の項まで及び16の項の人口割の算定において、飯塚市の人口は、廃置分合前の嘉穂郡庄内町及び同郡頴田町の区域に住所を有する者の数とし、嘉麻市の人口は、廃置分合前の嘉穂郡稲築町の区域に住所を有する者の数とする。
6　別表6の項の経費に係る均等割の関係市町の負担割合は、飯塚市を2分の1、嘉麻市を4分の1、小竹町を4分の1とする。	7　別表7の項及び16の項の経費に係る均等割の関係市町の負担割合は、飯塚市を2分の1、嘉麻市を4分の1、小竹町を4分の1とする。
7　（略）	8　（略）

附　則

（施行期日）

1　この規約は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　別表2の項の経費に係る令和5年度及び令和6年度の飯塚市の実績割の実績は、廃置分合前の嘉穂郡穂波町及び同郡筑穂町の区域からの当該年度の前々年度の搬入量から当該年度の前々年度の収集に係る可燃ごみの搬入量を除いた搬入量とする。

3　別表2の項の経費に係る令和5年度及び令和6年度の嘉麻市の実績割の実績は、当該年度の前々年度の嘉麻市嘉麻クリーンセンターへの可燃ごみの搬入量とこの規約による改正前のふくおか県央環境広域施設組合規約(以下「改正前規約」という。)別表5の項のごみ燃料化センターへの搬入量との合計の量とし、改正前規約別表5の項のごみ燃料化センターにおける嘉麻市の搬入量は、廃置分合前の嘉穂郡稲築町の区域からの搬入量とする。

議案第117号

市道路線の認定

次のとおり市道路線を認定するものとする。

令和4年11月30日提出

飯塚市長　　片　峯　　誠

提案理由

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定に基づき市道路線を認定するにあたり、同条第2項の規定により議決を求めるものである。

市道認定路線明細

一連番号	路線番号	路線名	起点	終点	幅員(m)	延長(m)	図面番号
1	33577	安恒・川原線	安恒 121 地先	安恒 139-3 地先	7.0	21.9	No.1
				合　計		21.9	

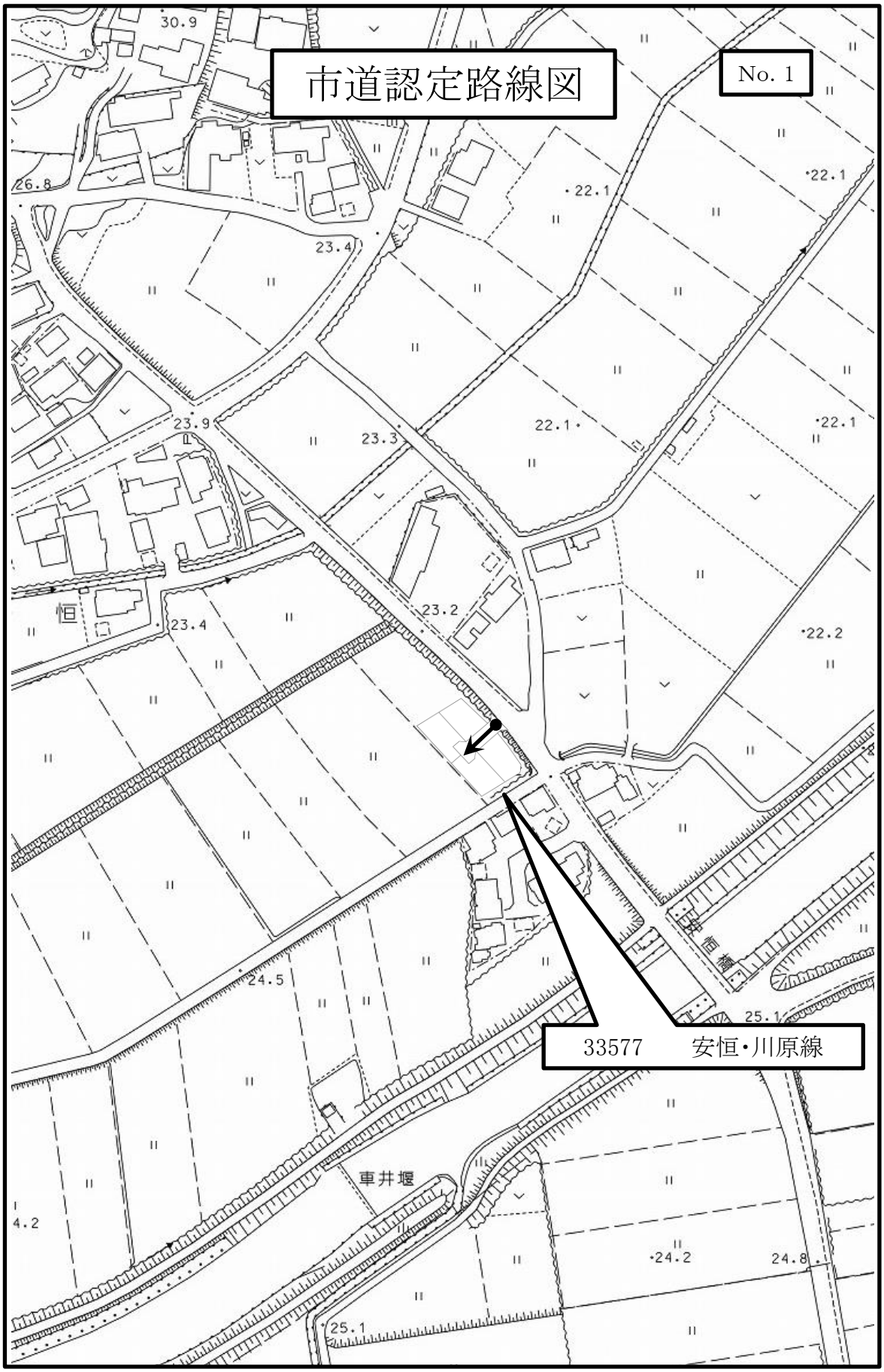
市道認定路線図
No. 1
33577　安恒・川原線
30.9
26.8
23.4
23.9
23.3
22.1
22.1
22.1
22.1
23.2
23.4
22.2
恒
24.5
25.1
車井堰
4.2
24.2
24.8
25.1

本ページ以降はSideBooks上でデータを縦に表示するための調整用空白ページとなります。